

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

公 示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外です。

また、本件に係る特定及び契約締結は、当該業務に係る平成31年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成31年2月15日

契約担当役
国立大学法人福井大学
財務部長 鈴木 康彦

1 業務概要

- (1) 業務名 福井大学（松岡）生物資源棟（動物実験施設）I改修設備設計業務
- (2) 業務内容 松岡団地構内生物資源棟（動物実験施設、RC4、改修面積903㎡）改修に係る電気設備及び機械設備の実設計業務
- (3) 履行期限 平成31年（2019年）7月12日
- (4) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出を求める者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
 - ① 単体企業
 - 1) 国立大学法人福井大学契約事務取扱要項第6条の規定に該当しない者であること。
 - 2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、平成29・30年度設計・コンサルティング業務に係る「建築設備関係設計・施工管理業務」の競争参加資格認定を受けている者であること。
 - 3) 技術提案書の提出期間の最終日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - 4) 経営状況が健全であること。
 - 5) 不正又は不誠実な行為がないこと。
 - ② 設計共同体

6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。

8) 一級建築士の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。

② 設計共同体

記2(1)①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、記1(1)の業務名に係る設計共同体としての登録を行っていること。

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

① 担当予定技術者の能力

資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

② 業務の実施方針

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

③ 課題についての提案

提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

④ 技術提案書提出者の能力

技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、ワーク・ライフ・バランス等の推進

3 手続等

(1) 担当部局

〒910-1193

福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地

国立大学法人福井大学財務部施設企画課

電話 0776-61-8654

(2) 説明書の交付期間及び方法

交付期間は、平成31年2月15日から平成31年3月7日まで。説明書等関係書類（提出様式等含む。）は、福井大学ホームページ（福井大学 施設と環境 <http://ems.ou.u-fukui.ac.jp/>）により交付する。

(3) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

平成31年2月15日から平成31年3月8日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時まで（ただし、最終日は12時まで。）に（1）に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納入

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 虚偽の内容が記載されている技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ。
- (8) 記2(1)②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は記2(1)②に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者(一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も記3(3)により技術提案書を提出することができるが、記3(3)の提出期間の最終日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (9) 詳細は説明書による。